

第四節 明治三十年

東京美術學校第九年報 明治三十年分

學規

本年ニ在テハ本校學規中改正創設等ナキヲ以テ本項ニ記載スヘキ  
コトナシ

處務

本年間處理シタル事務ニ関シ往復シタル公文ノ數ハ六百九十三件  
ニシテ之ヲ昨二十九年ニ比スレハ二十九件ヲ増セリ而シテ其要領  
ヲ擧クレハ左ノ如シ

一月十一日 皇太后陛下崩御アラセラレタルニ付十二日ヨリ五日

間休業ス

二月二日英照皇太后御柩御發車ニ付休業シ本校總代トシテ教授石

川光明全海野勝珉全岡崎雪聲ノ三名青山停車場へ先著奉送ス

七日京都ニ於テ 英照皇太后御葬儀執行アラセラル、ニ依リ供

奉並ニ御齋場參列ノタメ本校總代トシテ教授川端玉章出張ス

八日 同皇太后御埋棺當日ニ付休業ス

四月二日日本校第八年報（明治廿九年分）上申ス

五月十八日日本校一覽（從明治廿九年至全三十年）編成ニ付上申ス

六月四日豫備之課程生徒六十名並ニ各撰科生ヲ募集ス 廿六日生

徒身体検査表（四月調）上申ス

七月十日各本科並ニ撰科卒業生四十五名へ卒業證書ヲ授與ス

十月廿一日生徒成績物ヲ 天覽ニ供シタルニ御買上ゲニナリタル

モノ十數點アリ 二十九日生徒身体検査表（十月調）上申ス

本年間他向ノ依頼ヲ受ケ本校ニ於テ製作ニ從事シタル美術品及ヒ

美術工藝品等ノ品種ヲ擧クレハ左ノ如シ

依頼製作品種別表

品目	個數	依頼人	備考
日蓮上人木型	壹	体佐野前助 他五名	前年ヨリ繼續シテ本年竣功ス
承和楽置物	貳	個飯嶋 勇造	全上
銀盃	貳拾六個	人全上	上
楠公銅像	壹	体住友吉左衛門	全上未竣功翌年へ繰越
西郷銅像	壹	体樺山資記	外一名全上
故山田伯銅標	壹	個春木義彰	外一名全上
近衛師團記念銅碑	壹	基三谷 教應	全上
楠公小形銅像	貳	体住友吉左衛門	全上
銀花瓶	壹	個小林軍雄	外一名本年依頼ヲ受ケ竣工ス
中尊寺金色堂内装飾漆修繕	—	西山 亮	教全上未竣工翌年へ繰越
廣瀬宰平銅像	壹	体住友吉左衛門	全上
善那銅像 <small>（解説<sup>2</sup>）</small>	壹	体後藤 新平	全上

職員

本年末現在職員ノ數ハ計六十五人ニシテ之レヲ昨廿九年末人員ニ  
比スレハ一人ヲ減セリ其細別ハ即チ左表ノ如シ

明治三十年十二月末現在職員對照表

合	教員		教務事務		廿九年末現員		廿九年末ニ比シ増減
	兼教授	助教授	校長	校務	員	員	
計	嘱託	雇	書記	雇	一〇	一〇	一〇
六五	二	二	二	二	一〇	一〇	一〇
六六	一	一	三	三	一〇	一〇	一〇
一							

本年間ニ於ケル職員進退等ノ重要ナルモノヲ舉クレハ左ノ如シ

一月四日圖按科ニ於ケル日本建築史ノ授業ヲ向フ三ヶ月間伊東忠

太へ嘱託(報酬月五十円)ス廿三日櫻岡三四郎助教ニ任セラレ七級俸給

與セラル

二月一日助教和田英作依願本官ヲ免セラ(報酬月)ル六日龜田徳太郎ノ

雇ヲ免ス 廿四日願ニ依リ長沼守敬ノ嘱託ヲ解(報酬月)ク

三月六日大澤三之助へ建築裝飾製圖ノ授業ヲ嘱託(報酬年四)ス 九

日教授加納夏雄年俸五百圓下賜セラル 廿六日寺崎廣業小堀桂

三郎各助教ニ任シ六級俸給與セラル同日菱田三男治山田敬中

へ猶引続キ絵畫授業ヲ嘱託(報酬月)ス

四月六日教授福地復一依願本官ヲ免セラ(報酬月)ル 十四日川之邊一朝教

授ニ任シ高等官八等ニ叙シ年俸五百圓下賜セラル 廿三日川崎

千虎教授ニ任シ高等官八等ニ叙シ十級俸下賜セラル

五月三日助教岡田三郎助非職ヲ命セラレ同日文部省ヨリ西洋畫

研究ノ爲メ滿四ヶ年間佛國留學ヲ命セラレタリ 十七日教授橋

本雅邦全川端玉章全高村光雲ハ各九級俸ヲ全海野勝珉ハ十級俸

下賜セラル 二十一日中村勝次郎二雇(月俸十五円)ヲ命ス

六月五日學校長岡倉覺三二級俸下賜セラル 九日秋月復郎ノ嘱託

ヲ解ク 廿六日學校長岡倉覺三勲六等ニ叙シ瑞寶章ヲ賜ハル

七月三十日非職教授巨勢小石非職滿期トナル

八月七日雇高田松男書記ニ任セラレ七級俸給與セラレ雇羽田禎之

進月俸貳拾圓給與セラル 九日藏原惟郭ニ教育學授業ヲ嘱託

(報酬年貳百円)ス 廿八日嘱託教員前田健次郎櫻井正次ノ報酬一ヶ月貳

拾圓ニ進ミ塩田真ニ圖按科授業ヲ嘱託(報酬月)ス 三十日平田惣

之助ノ嘱託ヲ解ク 卅一日塩田力藏ノ雇ヲ解キ更ニ圖按科ニ於

ケル陶工其他實地製作ニ關スル講議ヲ嘱託(報酬月)ス

九月二日藤本萬作ニ雇(月俸十五円)ヲ命ス 二十日助教大村西崖依願

本官ヲ免セラ(報酬月)ル 廿七日助教金井清吉ハ三給俸ヲ全杉浦瀧次

郎全六角注多良全劔持忠四郎ハ各五級俸ヲ助教沼田勇次郎ハ

七級俸ヲ書記安井一匡ハ二級俸ヲ給與セラル

十月十五日教授竹内久一全石川光明ハ各十級俸ヲ教授山田鬼齋全

岡崎雪聲ハ各十一級俸ヲ下賜セラル

生徒

本年末現在生徒ノ數ハ二百八十六人皆日費通学ニシテ之ヲ昨二十

九年末ニ比スレハ四十九人ヲ増セリ其學科道廳府縣別等ハ別表ノ

如シ而シテ本年中生徒ニ關スル重モナル事項ハ左ノ如シ

一月二十日特選生一人豫備ノ課程へ入學ヲ許ス

二月九日各撰科ノ入學試験ヲ行ヒシニ昇級セシモノ百八十一人降

級セシモノ十三人缺席セシモノ六人ナリ

七月十日日本畫科貳拾五人(内普通圖畫教員タル課)彫刻科八人彫金科四人鑛金科四人蒔絵科三人西洋画撰科一人各所定ノ課程ヲ卒業ス  
八月廿五日ヨリ九月九日マデ入學試験ヲ行ヒタルニ合格者ハ計六十四名ニシテ九月十一日ヨリ豫備ノ課程ヘ三十人各撰科ヘ三十三人圖画講習科ヘ一人入學ヲ許ス

九月十一日本校規則第十八條ニ依リ各科ヨリ學業品行殊ニ優等ナル生徒十九人ヲ撰抜シテ特待生トナス 廿二日各科四年生ヨリ十四名ヲ撰ヒ修學ノ爲メ往復十九日間ヲ以テ京都及ヒ奈良ヘ出張ヲ命ス(解説8)

前ニ記載シタルモノ、外本年間ニ於ケル入退學等ヲ蒐録スレバ左ノ如シ

退學シタルモノ 十五人  
死亡シタルモノ 二人  
研究科ヘ入學シタルモノ 十七人  
再入學 五人  
轉科シタルモノ 三人

本年中卒業生ニシテ尋常師範學校全中學校高等女學校教員免許狀ヲ受領シタルモノ計十三人又本年卒業生卒業後ノ狀況ハ左ノ如シ

明治三十年七月卒業生卒業後狀況表

科名	就職	一 志願 年	研究科 入學	自 營	再入學	死 亡	計
繪画科	五	四	七	七	一	一	二五
彫刻科							八

彫金科	一	一					
鑛金科							
漆工科			一	一			
撰科	一				二	三	二
合計	七	五	一四	一七	一	四五	一三四四

(道庁府県別各科生徒現員表および歳出・歳入、所有物件に関する事項は省略)

### 解説

#### 1 中尊寺金色堂内裝飾髹漆修繕

日清戦争を機として古社寺保存の動きが強まり、第八議會(明治二十七年末開會)において古社寺保存に関する建議案が衆議院で可決され、第九議會(明治二十九年)では「古社寺保存会組織に関する決議案」が貴衆兩院で可決。その結果、同年五月、内務省に古社寺保存会が設置され、会長九鬼隆一(帝国博物館総長)のもとで関係法令制定のための準備が始められた。岡倉校長も委員の一人であったが、彼や九鬼、フェノロサらが抱いていた古美術保護計画が漸く実現しようとしていた。翌三十年、第十議會に於いて「古社寺保存法」が成立。同年六月五日に公布された。中尊寺の修繕事業は右法令適用の第一号として法令公布に先き立って着手されたもので、本校の教官や卒業生が現地で修繕に従事した。以後、本校はこの種の修繕事業を屢々担当している。中尊寺の修繕については『錦巷雜綴』第九卷(明治三十一年二月七日)に次の記事がある。

○中尊寺金色堂并に佛像寶物修繕 金色堂は諸君も知らるゝ如く巖手縣陸中國平泉村中尊寺にある一堂にて殆んど八百年前建立せるものにして